



特集記事3

循環型社会づくりの推進

～廃棄物関連計画の改訂等～

県では、平成24年3月に「神奈川県循環型社会づくり計画」を改定し、基本理念として「廃棄物ゼロ社会」を掲げ、取組の推進を図ってきました。平成28年度に前半5年間の事業計画が終了することから、廃棄物をめぐる最近の動向や現状を踏まえ、平成29年3月に同計画を改訂しました。

同時に、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）の改正を受け、「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を変更し、災害廃棄物対策については、大規模災害を想定した対策が必要であることから、新たに「神奈川県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

これらの廃棄物関連計画に基づき、「廃棄物ゼロ社会」を目指して、引き続き、循環型社会づくりの推進に取り組んでいきます。

1 「神奈川県循環型社会づくり計画」の改訂について

1 「神奈川県循環型社会づくり計画」とは

「神奈川県循環型社会づくり計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく法定計画であるとともに、循環型社会の形成に向けて県民、事業者、市町村及び県等がそれぞれ主体的に、相互に連携して取組を進めるための計画です。

また、「神奈川県循環型社会づくり計画」は、県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を支える主な個別計画であるとともに、環境施策の基本的な計画である「神奈川県環境基本計画」の中の廃棄物分野に関して循環型社会の実現に向けた計画として定めるものです。

2 改訂の概要

廃棄物をめぐる最近の動向や現状を踏まえて、従来の計画目標である生活系ごみ1人1日当たりの排出量については達成見込であることから目標値を変更するとともに、新たな目標として、一般廃棄物の再生利用率等の3つの目標を追加しました。また、事業計画について、構成の見直しを行い、後半5年間（平成29年度から平成33年度まで）の事業計画を設定しました。

神奈川県循環型社会づくり計画（平成29年3月改訂）の概要

基本理念：廃棄物ゼロ社会

計画期間：平成24年度から33年度までの10年間

計画目標（平成33年度目標値）：

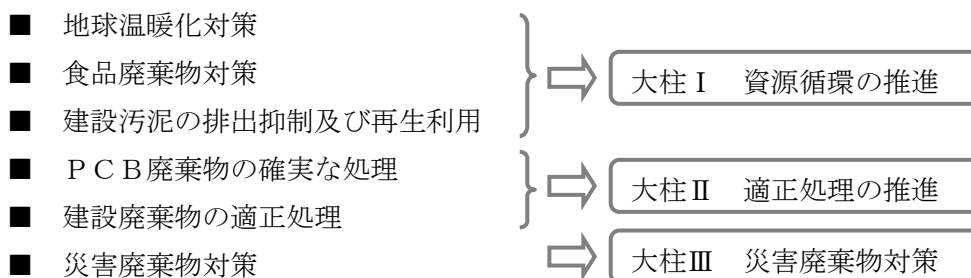
目標1 生活系ごみ1人1日当たりの排出量	664 g/人・日
目標2 事業活動による廃棄物の県内GDP（県内総生産）当たりの排出量	53.6 トン/億円
目標3 一般廃棄物の再生利用率	31 %
目標4 製造業における産業廃棄物の再生利用率	50 %
目標5 不法投棄等残存量	毎年度減少

事業計画：平成29年度から33年度までの5年間

「資源循環の推進」、「適正処理の推進」、「災害廃棄物対策」の3つの施策を柱として設定し、非常災害時も含め、安全・安心な適正処理を前提に資源循環の推進に取り組む。

③ 施策に盛り込んだ事項

後半の事業計画では、次に掲げる事項について施策に盛り込み、取組の推進を図っていきます。



「神奈川県循環型社会づくり計画について」
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7178/>

2 「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の変更について

① 「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」とは

「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「県P C B廃棄物処理計画」という。）は、P C B特別措置法に基づく法定計画であるとともに、県内におけるP C B廃棄物の確実かつ適正な処理を進めるための計画です。

② 変更の概要

平成28年のP C B特別措置法及び同法施行令等の改正、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更に伴い、県P C B廃棄物処理計画を変更しました。

(1) 高濃度P C B廃棄物の処分期間の設定

高濃度P C B廃棄物の処理施設ごとの処分期間は、表1のとおりです。

表1 処理施設ごとの処分期間

処 理 施 設	処分期間	
	変更前	変更後
東京P C B廃棄物 処理施設	平成35年3月31日まで	平成34年3月31日まで (特例処分期限日：平成35年3月31日)
北九州P C B廃棄物 処理施設	平成31年3月31日まで	平成30年3月31日まで (特例処分期限日：平成31年3月31日)
北海道P C B廃棄物 処理施設	平成36年3月31日まで	平成35年3月31日まで (特例処分期限日：平成36年3月31日)

備考 1 処分期間は、中間貯蔵・環境安全事業(株)が各P C B廃棄物処理施設ごとの事業の進捗状況等に合わせて定められている計画的処理完了期限の1年前までです。

2 特例処分期限日（計画的処理完了期限と同じ日）を適用する場合は、「特例処分期限日までに処分することが確実」であって、中間貯蔵・環境安全事業(株)との契約書等があり、かつ、都道府県知事に届け出た場合に限られます。

(2) 高濃度PCB廃棄物処理の進捗状況の把握

県は、高濃度PCB廃棄物について、処理の進捗状況及び年度別の処分見込み量等を公表します。

(3) 高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行

県及び政令市は、保管事業者が不明等の場合に、必要に応じて高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行を行います。

(4) 自ら保管・所有する高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の処分委託・廃棄

県及び政令市は、自ら率先してその保管・所有する高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の処分委託・廃棄を進めます。



「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7649/>

3 「神奈川県災害廃棄物処理計画」の策定について

1 計画策定の背景

災害廃棄物とは、「災害により発生する廃棄物」、「被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物」及び「し尿」をいいます。災害廃棄物の処理責任を有する市町村は、災害廃棄物処理計画を策定し、災害時に適正かつ円滑・迅速に処理が行えるように備えておく必要があります。

東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、約3,100万トン（津波堆積物を含む）の災害廃棄物が発生し、災害廃棄物処理は被災地の復旧・復興にとって大きな課題となりました。

こうしたことから、大規模災害を想定した県全体の対策を推進するため、県は、新たに神奈川県災害廃棄物処理計画を策定しました。

2 計画の基本的な考え方

神奈川県災害廃棄物処理計画は、廃棄物処理法の基本方針に基づく計画であり、「神奈川県循環型社会づくり計画」及び「神奈川県地域防災計画」の災害廃棄物処理に関する個別計画として、「基本的事項」、「平時の備え」、「発災時の対応」に必要となる事項を定めています。

県は、大規模災害発生時には、本計画に基づき、市町村や民間事業者団体等との連絡調整を積極的に図りながら、全体の進捗管理を行い、被災市町村に対する支援を行います。

3 計画の概要

「基本的事項」では、計画の基本的な考え方や処理の役割分担、処理の基本方針など、計画の基本的な事項を示しています。

「平時の備え」では、市町村への技術的支援や協力体制の構築など、平時から備えておく事項を示しています。

「発災時の対応」では、「初動対応」、「応急対応」、「復旧・復興」の発災後の時期に応じて、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向けた方策を示しています。

表2 災害により発生する廃棄物の県内想定発生量

想定地震	災害により発生する廃棄物 (津波堆積物を除く)
都心南部直下地震	2,145万t
神奈川県西部地震	154万t
南海トラフ巨大地震	183万t
大正型関東地震	9,450万t
(参考)東日本大震災	2,000万t